

花南地区コミュニティ会議地域づくり交付金交付要綱

平成19年8月31日制定

花南地区コミュニティ会議

(目的)

第1条 花巻市総合計画に定めるまちづくり基本理念「市民参画・協働のまちづくり」を実現するため、住民（花南振興センター管轄区域に居住する住民及び事業所。以下「住民」という。）の自主的かつ主体的な地域活動の推進及び地域課題の解決を図るための事業を支援することを目的に、この要綱により地域づくり交付金を交付する。

(交付金対象事業)

第2条 交付金の対象事業は、住民が地域課題の解決のために行う公益的な事業とし、かつ、コミュニティ会議が策定する「花南地区まちづくり計画」に位置づけられた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、原則として対象事業としない。

- (1) 国、県若しくはその他の補助金又は市の他の補助金の交付を受けて行う事業
- (2) 特定の政治団体、宗教団体若しくは営利団体等の活動又は宣伝を目的とする事業
- (3) 地域住民の自助努力により行うべき事業
- (4) その他第1条に規定する目的にそぐわない事業

(交付金の額等)

第3条 前条に規定する事業に対する交付金の額は、別表のとおりにする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）が交付金の交付申請をしようとするときは、地域づくり交付金交付申請書（様式第1号）を花南地区コミュニティ会議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付金の決定)

第5条 会長は、交付金の交付申請があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付金を交付することが適当と認めるときは、地域づくり交付金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知し、交付金を交付するものとする。

(事業の変更承認申請)

第6条 交付決定の通知を受けた申請者は、交付対象事業の内容又は交付金の額の変更をしようとする場合は、あらかじめ地域づくり交付金事業変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が事業の目的を損なわない場合は、この限りでない。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、地域づくり交付金事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(書類の整備及び保存)

第8条 交付金の交付を受けた申請者は、交付金に係る経理等について、常にその収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

別 表 （第3条関係）

区 分	事 業 内 容	交付金の額
1 本来、行政が行うべき事業で緊急を要する事業	(1) 公共施設の軽微な維持補修 ・道路・側溝、河川、公園、カーブミラー、街路灯等 ・学校等教育施設、生涯学習施設、体育施設等	100%
2 地域で自主的かつ主体的に取り組む事業	(1) 地域づくり支援事業 生活環境の改善や景観づくり、自然環境保全 ・ごみ集積所の整備、花壇の整備、案内板の設置、景勝地の美化等 歴史や文化の保存伝承 ・郷土芸能の記録保存、講習会、学習会等 防犯や交通安全 ・通学路パトロール、ボランティア支援等 地域交流 ・世代間交流、健康講座等 その他 ・地域の特色のある事業、社会貢献事業等	対象経費の4分の3以内 (上限30万円)
	(2) 各種団体育成支援事業 ・教育振興運動推進協議会、自治公民館運営協議会等	定額
	(3) その他(特認事業) ・会長が特に必要と認めた事業	対象経費の2分の1以内 (上限10万円)

